

## 道路法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 道路の占用許可申請及び変更申請手続  
道路予定区域の占用許可申請及び変更申請手続
- 手続根拠 : ・道路法第32条第1項及び第3項  
・道路法第91条第2項
- 手続対象者 : 道路（予定区域）に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路（予定区域）を使用しようとする者及び許可を受けた事項を変更しようとする者
- 提出時期 : 道路（予定区域）に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路（予定区域）を使用しようとするとき及び許可を受けた事項を変更しようとするとき。
- 提出方法 : 道路占用許可申請書を作成し、当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等へ提出してください。  
（公益事業者については、インターネット上での電子申請も可能です。）
- 手数料 : なし。
- 添付書類・部数 : 道路（予定区域）の占用場所、物件の構造等を明らかにした図面等 / 3部
- 申請書様式 : 道路占用許可申請書
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等
- 受付時間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目  
札幌第一合同庁舎  
北海道開発局建設部建設行政課 011-709-2311(代)
- 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目  
札幌第一合同庁舎  
北海道開発局建設部建設行政課 011-709-2311(代)
- 〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15  
東北地方整備局道路部路政課 022-225-2171(代)
- 〒330-9724 埼玉県大宮市北袋町1-21-2  
さいたま新都心合同庁舎2号館

関東地方整備局道路部路政課 048-601-3151 (代)  
〒951-8505 新潟市白山浦1-425-2  
北陸地方整備局道路部路政課 025-266-1171 (代)  
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1  
名古屋合同庁舎第2号館  
中部地方整備局道路部路政課 052-953-8166  
〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44  
大阪合同庁舎第1号館  
近畿地方整備局道路部路政課 06-6942-1141 (代)  
〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30  
広島合同庁舎  
中国地方整備局道路部路政課 082-221-9231 (代)  
〒760-8554 高松市福岡町4-26-32  
四国地方整備局道路部路政課 087-851-8061 (代)  
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7  
福岡第2合同庁舎  
九州地方整備局道路部路政課 092-471-6331 (代)  
〒900-8530 那覇市前島2丁目21-7  
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課

### 3. 手続情報

審査基準 : ・道路法第33条  
・道路法施行令第9条～第17条の2 他  
標準処理期間 : 原則として2～3週間  
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)

道路占用許可申請書  
協 議

新 規	更 新	変 更	(番 号) 年 月 日
--------	--------	--------	----------------

(道路管理者) 殿

平成 年 月 日

〒

住所

氏名

印

担当者

TEL

道路法第32条の規定により許可を申請  
第35条の協 議 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他	
	場所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	平成 年 月 日から	間	占用物件 の 構 造
	平成 年 月 日まで		
工事の期間	平成 年 月 日から	間	工事实施 の 方 法
	平成 年 月 日まで		
道路の 復旧方法		添付書類	
備考			